

林野火災 注意報 警報

令和8年1月1日から運用開始
(運用期間 : 1月1日 から 5月31日)

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合は屋外での火の使用が制限されます。



林野火災注意報とは

- ① 前3日の降水量が1mm以下かつ前30日間の降水量が30mm以下
- ② 前3日の降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発令されている場合

林野火災注意報は、上記①又は②のいずれかの条件に該当する場合に発令され、「屋外」における「火の使用制限」について、罰則を伴わない努力義務が課せられます。



林野火災警報とは

林野火災注意報の発令基準に加え「強風注意報」が発令された場合

林野火災警報発令時は、「屋外」における「火の使用制限」についての義務が課せられます。

火の使用制限に違反した者に対しては、「30万円以下の罰金 又は拘留に処する」と定められています。

注意報・警報が発令時の「火の使用制限」

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外において引火性又は爆発性の物品その他の可燃物付近での喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認め、消防長(消防署長)が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 6 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火の粉を始末すること。



発令中の対応について

1 林野火災注意報の発令時

- ア ホームページに情報を掲載(名西消防組合)
- イ 消防車両での広報(消防署)



2 林野火災警報発令時

- ア いしいアプリに情報掲載(石井町危機管理課)
- イ 防災行政無線を使用しての広報(神山町総務危機管理課)
- ウ ホームページに情報を掲載(名西消防組合)
- エ 消防車両での広報(消防署)
- オ たき火などの火気使用禁止要請(消防署)



※ 警報発令中は、たき火等の届出は受理しません。



その他詳細については、名西消防組合 消防本部（予防課）
又は石井消防署・神山消防署までお問い合わせください。



問い合わせ先

消防本部（石井消防署） 088-674-6788

神山消防署 088-676-1199

